

## 令和7年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会（第4回）議事要旨

1 日 時 令和8年2月17日（火）14時00分～15時00分

2 場 所 Web開催

3 出席者 大芝委員長，佐藤（正）副委員長  
池田，大隅，岡山，倉智，佐藤（和），鈴木，舘石，花泉，宮崎，  
山下，山村，吉川，吉武の各委員  
（機構側出席者）  
服部機構長，光石理事，西田理事，戸田山研究開発部長，  
東管理部長，藤原学位審査課長

4 令和7年度学位審査会（第3回）議事要旨について  
確定版として配付された。

### 5 議 事

#### (1) 学士，修士及び博士の学位授与の審査の結果について

学位審査課長から，資料1-1～1-6に基づき，令和7年度10月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等（通例申請）及び特例適用専攻科の修了見込者（特例申請）に対する学士の学位授与の審査，令和7年9月の省庁大学校の認定課程修了者に対する博士の学位授与の審査及び試験（口頭試問），並びに令和7年3月の省庁大学校の認定課程修了者のうち判定を保留した者に対する修士及び博士の学位授与に係る審査に関して，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

審議の結果，令和7年度10月期の短期大学及び高等専門学校の卒業者等については，資料1-1及び1-2の判定案のとおり，通例による申請者622人のうち545人が「合格（うち認定専攻科修了見込者275人は「合格見込）」，77人が「不合格」，特例適用専攻科修了見込者については，資料1-3の判定案のとおり，申請者1,701人のうち短期大学専攻科からの申請者267人，高等専門学校専攻科からの申請者1,434人の計1,701人が「合格見込」と判定された。今後，単位の修得結果，学修総まとめ科目の成果の要旨の提出及び専攻科の修了を確認した上で最終的な合否を確定することとされた。

また，令和7年9月の省庁大学校の認定課程修了者に対する博士の学位授与については，資料1-4の判定案のとおり，「保留」とされた1人を除き，防衛医科大学校医学研究部医学研究科修了者21人が「合格」，また，令和7年3月の認定課程修了者（保留者）の修士については資料1-5の判定案のとおり，国立看護大学校研究課程部看護学研究科前期課程修了者3人，職業能力開発総合大学校高度養成課程職業能力開発研究学域修了者1人の計4人が「合格」，博士については資料1-6の判定案のとおり，国立看護大学校研究課程部看護学研究科後期課程修了者1人が「合格」と判定された。

#### (2) 特例適用専攻科修了見込み者に係る学士の学位授与の審査の付託について

学位審査課長から，資料2-1に基づき，令和8年度4月期の特例適用専攻科修了見込み者に係る学士の申請状況について報告があり，機構長から学位審査会に，学士の学

学位授与の可否について審査が付託されることが了承された。

この審査の付託を受け、令和8年度4月期の特例適用専攻科修了見込み者に係る学士の学位授与の申請に関して、資料2-2に基づき、修得単位の審査及び学修総まとめ科目の履修に関する審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に審査が付託されることが了承された。

(3) 認定課程修了者等に係る学士、修士及び博士の学位授与の審査について

学位審査課長から、資料3-1～3-3に基づき、令和8年3月の省庁大学の認定課程修了見込者に係る修士・博士の審査、令和8年3月の修了予定者に係る学士の学位授与申請予定者数、及び令和8年3月の修了予定者（留学生等）に係る修士・博士の学位授与申請予定者数の状況について説明があった。

審議の結果、令和8年3月修了見込者の修士の学位授与申請者18人及び博士の学位授与申請者3人については、論文審査及び試験（口頭試問）の結果を受け、合格となった者には速やかに学位を授与し、審査結果を次回の学位審査会にて報告することが了承された。

令和8年3月修了予定の学士の学位授与申請予定者1,005人については、3月の正式な申請を受けた後、認定課程の修了及び大学設置基準に規定される単位以上の修得を、各教育施設の長が発行する証明書に基づいて機構で確認の上、速やかに学位を授与し、審査結果を次回の学位審査会にて報告することが了承された。

また、令和8年3月修了予定者（留学生等）の修士の学位授与申請予定者41人については、3月中に論文審査及び試験（口頭試問）を行うことが了承された。

(4) 専攻科に係る認定の再審査の結果について

学位審査課長から、資料4に基づき、今年度の第3回学位審査会において審査が付託された短期大学の専攻科に係る認定の再審査に関して、専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

審議の結果、短期大学の専攻科1校1専攻が判定案のとおり「可」と判定された。

(5) 教育の実施状況等の審査の結果について

学位審査課長から、資料5-1及び5-2に基づき、今年度の第2回学位審査会において審査が付託された短期大学の認定専攻科、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科、並びに第1回学位審査会において審査が付託された省庁大学の認定課程に係る令和7年度の教育の実施状況等の審査に関して、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

審議の結果、教育の実施状況等の適否については、短期大学の認定専攻科については審査対象となった3校3専攻が「適」、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科については審査対象となった11校21専攻が「適」、省庁大学の認定課程については審査対象となった1校3課程が「適」と判定された。

(6) 特例適用専攻科の変更の届出に係る審査の結果について

学位審査課長から、資料6に基づき、今年度の第3回学位審査会において審査が付託された、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の令和8年度からの変更に関

して、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

審議の結果、審査の対象となった専攻について、資料6の審査担当専門委員会・部会の審査結果のとおり、一部の科目または個表が否とされたものの、変更を「可」とすることで判定された。

(7) 特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見について

研究開発部幹事から、資料7に基づき、令和7年度4月期の学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見案等について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承され、専門委員会において付された意見は学位審査会終了後に専攻科に伝達することとされた。

(8) 学位授与事業に関する規則等の一部改正について

学位審査課長から、資料8-1～8-3に基づき、学位授与事業に関する規則等の一部改正等について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

(報告事項)

(9) その他

①学位審査手数料の改定について

学位審査課長から、資料9-1に基づき、学位審査手数料の改定と、これに伴う関係規則の一部改正について説明があった。

②令和8年度学位授与関係スケジュールについて

学位審査課長から、資料9-2に基づき、令和8年度の審査スケジュール案について説明があった。

最後に、大芝委員長より、本日の審議結果については規則に基づき、大学改革支援・学位授与機構長に後日文書で報告すると発言があった。

その後、今年度をもって学位審査会委員を退任する大芝委員長、花泉委員より、退任の挨拶があった。

以 上